

○宮崎大学農学部附属動物病院診療規程

〔平成16年4月1日
制 定〕

改正 平成19年1月31日 平成19年3月30日
平成21年8月7日 平成23年3月30日
平成24年2月9日 平成26年3月31日
平成29年3月20日 令和元年9月17日

第1条 宮崎大学農学部附属動物病院（以下「本院」という。）は、学術研究並びに教育の用に資するため動物を診療する。

第2条 本院の業務は、次のとおりとする。

- (1) 動物の診療
- (2) 死体検査及び病性鑑定
- (3) 診療した動物に対する処方箋及び各種証明書の発行
- (4) 予防接種

第3条 飼い主は、前条の診療等を申込みときは、所定の手続きを経て、動物の診療を受けるものとする。また、入院を希望するときは、所定の願書を提出して、動物病院長の許可を受けなければならない。

第4条 診療時間は、9時から16時までとする。

2 休診日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの期間
- (4) 大学の事情により業務に支障のある日

第5条 本院は、動物の診療又は入院中にやむを得ない事由により死傷又は失そうなどの事故が発生した場合は、損害賠償その他の責を負わない。

第6条 入院動物の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 入院動物の食餌は、飼い主において負担する。
- (2) 飼い主は、治ゆ又はへい死の通知を受けたときは、指定の日時までに動物を引き取ること。
- (3) 飼い主が前号の引取通知を受けて指定の日時までに動物を引き取らない場合は、本院が適宜処分する。この場合、処分に要した経費は飼い主の負担とし、この処分によって生ずる一切の損失については、本院はその責を負わない。

第7条 診療等料金は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 産業動物（牛・馬・豚・山羊等）の診療等料金は、原則として農業災害補償法に基づく家畜共済診療点数表に定める点数に10円を乗じた金額とする。なお、診察料、文書料、薬価及び「家畜共済診察点数表」に該当しない項目は、別表伴侶動物等診療等料金表に掲げる診療料金
- (2) 伴侶動物等（伴侶動物、動物園動物等）の診察等料金は、別表伴侶動物等診療等料金表に掲げる診療料金

第8条 外来動物の診療等料金は、診療時の都度とし、入院動物の診療等料金は、入院の日から7日を経過したとき又は退院のとき徴収する。ただし、やむを得ず時間外及び休診日に診療を行う場合の診療等料金は、所定の手続きを経て、別に定めるところにより納付させるものとする。

第9条 学用動物（動物病院長が学術研究並びに教育上特に必要と認めた動物）については、診療等料金の全額又は一部を徴収しないことができる。

第10条 診療等その他について、第7条の規定に基づく料金により難い特別の事情がある場合にあっては、やむを得ず、動物病院長の判断により最も近い項目に準じ適宜相当料金を徴収することができるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 24 年 2 月 9 日から施行し、平成 24 年 1 月 1 日から適用する。

附 則
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

別表(第7条関係)

伴侶動物等診療等料金表

	項 目	診療料金 (税込10%)	備 考
	1 基本診療料	円	
1	初診料	2,200	初診料請求にあたっての通則 1. 同時に2以上の傷病について初診を行った場合においても、初診料は、1回とし算定する。 2. 同一年度内で、1傷病の診療継続中に他の傷病が発生して初診を行った場合は、それらの傷病に係る初診料は、併せて1回とし、第1回の初診のときに算定する。 3. 産業動物にもこれを適用する。
2	再診料	1,330	再診料請求にあたっての通則 1. 同時に2以上の傷病について診察を行った場合においても、再診料は、1回とし算定する。 2. 入院中の動物に係る再診料は算定しない。 3. 産業動物にもこれを適用する。
3	時間外診察料	2,640	
4	入院料A	2,200	10 kg以下、ICUケージを使用する場合は別途加算する。
5	入院料B	3,300	10 - 25 kg、ICUケージを使用する場合は別途加算する。
6	入院料C	5,500	25 kg以上、ICUケージを使用する場合は別途加算する。
7	特別入院料A	670	〃 (別途病院会議にて承認を得たもの)
8	特別入院料B	1,100	〃 (〃)
9	文書料A	5,500	
10	文書料B	11,000	
11	相談料A	3,300	30分以内
12	相談料B	5,500	60分以内
13	相談料C	11,000	60分以上
14	薬価	-	1.購入価格が3万円未満の場合は、購入価格の1.5倍とする。 2.購入価格が3万円以上5万円未満の場合は、購入価格の1.3倍とする。 3.購入価格が5万円以上10万円未満の場合は、購入価格の1.1倍とする。
15	特定治療材料	-	1.購入価格が3万円未満の場合は、購入価格の1.5倍とする。 2.購入価格が3万円以上5万円未満の場合は、購入価格の1.3倍とする。 3.購入価格が5万円以上10万円未満の場合は、購入価格の1.1倍とする。
	2 検査料		検査料請求にあたっての通則 検査料に掲げられていない検査は、表に掲げられている検査のうちで最も近似する検査の料金により算定する。
	(尿・糞便等検査)		
16	尿検査A	1,100	試験紙、比重のみ
17	尿検査B	2,750	膀胱穿刺、試験紙、比重、鏡検
18	糞便検査 A	1,650	直接+浮遊
19	糞便検査 B	2,750	直接+浮遊、専門研究室に依頼
20	細菌、ウイルス、寄生虫検査A	2,200	
21	細菌、ウイルス、寄生虫検査B	4,400	
22	細菌、ウイルス、寄生虫検査C	6,600	
23	細菌、ウイルス、寄生虫検査D	8,800	
24	細菌、ウイルス、寄生虫検査E	11,000	
25	塗抹顕微鏡検査(虫卵、脂肪、消化状況)	260	スダンⅢ、ヨード澱粉反応含む。
26	虫卵検出(集卵法)	220	
27	フィルムテスト	1,100	
	(穿刺液・採取液検査)		材料採取代は別途加算する。
28	精液一般検査	1,670	精液の量、精子の数、運動能
29	髄液一般検査	890	外見、比重、グロブリン反応、トリプトファン反応、細胞数、細胞の種類、蛋白、グルコース、ビリルビンなどの定量
30	頸管粘液(膿垢)検査	1,670	量、粘調度、鏡検検査
31	その他の穿刺液検査A	1,100	
32	その他の穿刺液検査B	2,200	
33	その他の穿刺液検査C	3,300	
	(血液学的検査)		
	血液形態・機能検査		
34	自動血球計算A	2,200	自動血球計算機+毛細管ヘマトクリット測定、屈折計による総蛋白の測定を含む。
35	自動血球計算B	3,300	自動血球計算A+血液塗抹検査
36	血小板数	350	
37	網赤血球数	270	
38	好酸球数	350	
39	末梢血液像	1,100	特殊染色を行った場合は、特殊染色ごとに250円を加算する。
40	マイクロフィラリア(直接法)	770	

別表(第7条関係)

伴侶動物等診療等料金表

	項目	診療料金 (税込10%)	備考
41	マイクロフィラリア(集中法)	1,530	Membrane法
42	赤血球抵抗試験 (出血・凝固検査)	1,100	
43	PT	1,100	
44	APTT	1,100	
45	フィブリノーゲン	890	
46	血小板凝集能	1,670	
47	線維素分解産物(FDP) (生化学的検査Ⅰ)	1,230	
48	総蛋白	410	
49	総ビリルビン	410	
50	尿素窒素(BUN)	410	
51	クレアチニン	410	
52	尿酸	410	
53	グルコース	410	
54	乳酸脱水素酵素(LDH)	410	
55	アルカリフォスファターゼ	410	
56	コリンエステラーゼ(ChE)	190	
57	アミラーゼ	410	
58	リパーゼ	810	
59	γ-GTP	410	
60	CPK	410	
61	中性脂肪	410	
62	Na K Cl	810	
63	Ca	410	
64	Mg	410	
65	ALB(アルブミン)	410	
66	GOT(AST)	720	
67	GPT(ALT)	720	
68	総コレステロール	720	
69	P	720	
70	アンモニア	850	
71	イヌCRP	1,100	
72	TSH	4,890	
73	T4	3,210	
74	コルチゾール	2,850	
75	血液ガス分析	3,300	5回まで、1回毎の値段、採血料は別途
76	血液ガス分析(追加) (生化学的検査Ⅱ)	1,740	6回以上は、1回毎に追加する。
77	肝・腎のクリアランステスト	1,670	肝クリアランス試験(ICG、BSP)、腎では(PSP、尿素、クレアチニン)
78	アレルギー検査の皮内反応	4,970	アレルゲン検査に使用した薬剤は別途加算する。数種のアレルゲンを用いて検査を行った場合は、それぞれ算定する。
79	特殊外注検査 (免疫学的検査)	-	注)外注検査料の1.5倍とし、送料は別途加算する。
80	クームス試験(直接)	2,200	
81	抗血小板抗体検査	2,200	
82	血液型検査 (感染症検査)	-	検査用キットの購入価格の2倍とする。
83	ウイルス CPV	2,590	
84	ウイルスFeLV	2,590	
85	ウイルスFIV	2,590	
86	原虫バベシア	2,200	
87	寄生虫 フィラリア抗原	2,330	
88	排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査 (細菌培養・薬剤感受性検査)	500	蛍光顕微鏡、暗視野装置等を使用するもの
89	細菌顕微鏡検査	450	グラム染色
90	細菌培養	1,400	好気・嫌気培養を含む。
91	細菌薬剤感受性検査・好気・1菌種	1,000	2菌種の場合は2.0倍とする。
92	細菌薬剤感受性検査・嫌気・1菌種 (真菌・外部寄生虫検査)	1,750	2菌種の場合は2.0倍とする。
93	皮膚検査A	550	下記検査中1項目
94	皮膚検査B	1,100	皮膚搔爬検査+表皮細胞診
95	皮膚検査C(皮膚搔爬検査+表皮細胞診+抜毛検査)	1,650	皮膚搔爬検査+表皮細胞診+抜毛検査
96	皮膚検査D(皮膚搔爬検査+表皮細胞診+抜毛検査+ウッド灯検査)	2,200	皮膚搔爬検査+表皮細胞診+抜毛検査+ウッド灯検査
97	皮膚真菌培養検査 (診断穿刺・検体採取料)	2,200	
98	血液採取(静脈)	1,100	手術に当たって診断穿刺又は検体採取を行った場合は算定しない。

別表(第7条関係)

伴侶動物等診療等料金表

	項 目	診療料金 (税込10%)	備 考
99	血液採取(動脈)	1,740	
100	脳室穿刺	3,850	麻酔代は別途加算する。
101	後頭下穿刺	3,850	"
102	腰椎穿刺	3,850	"
103	骨髄穿刺	4,400+穿刺針代	"
104	胃液・十二指腸液採取	1,330	"
105	胸水・腹水採取A	3,300	"
106	胸水・腹水採取B	4,400	"
107	胸水・腹水採取C	5,500	"
108	子宮頸管粘液(腔垢)採取	350	"
109	その他の穿刺・排液A	3,300	"
110	その他の穿刺・排液B	4,400	"
111	その他の穿刺・排液C	5,500	"
112	その他の穿刺・排液D	6,600	"
113	その他の穿刺・排液E	8,800	"
	(病理学的検査)		
114	病理組織迅速顕微鏡検査	28,600	1手術につき
115	病理組織顕微鏡検査	13,200	
116	細胞診検査	3,300	封入体検出を含む。
117	剖検	36,690	
	(生体検査料)		
118	心電図・心音図検査A	1,100	
119	心電図・心音図検査B	2,200	
120	心電図・心音図検査C	3,300	
121	心電図・心音図検査D	4,400	
	(脳波検査)		
122	脳波検査A	2,200	
123	脳波検査B	4,400	
	(眼科検査)		
124	眼科検査A	550	
125	眼科検査B	1,100	
126	眼科検査C	1,670	
127	眼科検査D	2,200	
128	眼科検査E	2,770	
129	眼科検査F	4,950	
130	眼科検査G	7,590	
	(その他)		
131	特殊検査A	3,300	
132	特殊検査B	5,500	
133	特殊検査C	11,000	
134	特殊検査D	22,000	
135	特殊検査E	33,000	
136	特殊検査F	44,000	
137	特殊検査G	55,000	
	3 画像診断料		画像診断料請求にあたっての通則 1. 画像診断の費用は、診断料(撮影料を含む)にフィルム料、薬剤料を加算して算定する。 2. 同一部位で同時に2以上の撮影をした場合には、第2以後の診断料は第1の半額とする。 3. 対称器官の健側対称部位を対照として撮影した場合には、診断料に加算しない。 4. 生検検査実施の場合、病理組織診断料は別途加算する。
	(X線撮影・診断料)		
138	透視診断料A	5,260	
139	透視診断料B	7,880	
140	単純撮影A	3,300	1方向
141	単純撮影B	6,600	2方向
142	単純撮影C	9,900	3方向
143	単純撮影D	13,200	4方向、以降1方向につき1,670円
144	造影剤使用撮影A	2,200	
145	造影剤使用撮影B	3,870	
146	造影剤使用撮影C	5,500	
147	造影剤使用撮影D	7,700	
148	造影剤使用撮影E	11,000	
149	コンピュータ断層撮影・診断A	16,460	1回転撮影
150	コンピュータ断層撮影・診断B	22,000	2回転撮影
151	コンピュータ断層撮影・診断C	25,300	2回転撮影+造影
152	コンピュータ断層撮影・診断D	27,500	3回転撮影
153	コンピュータ断層撮影・診断E	29,770	3回転撮影+造影
	(内視鏡検査)		
154	内視鏡検査A	6,600	
155	内視鏡検査B	15,280	胃まで
156	内視鏡検査C	22,410	十二指腸まで

別表(第7条関係)

伴侶動物等診療等料金表

	項 目	診療料金 (税込10%)	備 考
157	内視鏡検査D	15,280	下部
158	内視鏡検査E	35,650	上腹部+下腹部
159	ピロリテック (超音波検査)	810	
160	超音波検査 腹部初診A	3,300	
161	超音波検査 腹部初診B	5,500	
162	超音波検査 腹部初診C	8,800	
163	超音波検査 腹部初診D	11,000	
164	超音波検査 腹部初診E	16,500	
165	超音波検査 胸部初診A	3,300	
166	超音波検査 胸部初診B	5,500	
167	超音波検査 胸部初診C	8,800	
168	超音波検査 胸部初診D	11,000	
169	超音波検査 胸部初診E	16,500	
170	超音波検査 腹部再診A	2,200	
171	超音波検査 腹部再診B	3,300	
172	超音波検査 腹部再診C	5,500	
173	超音波検査 腹部再診D	8,800	
174	超音波検査 腹部再診E	11,000	
175	超音波検査 胸部再診A	2,200	
176	超音波検査 胸部再診B	3,300	
177	超音波検査 胸部再診C	5,500	
178	超音波検査 胸部再診D	8,800	
179	超音波検査 胸部再診E	11,000	
	(MRI検査)		
180	MRI撮影・診断A	22,000	
181	MRI撮影・診断B	27,500	
182	MRI撮影・診断C	33,000	
183	MRI撮影・診断D	38,500	
184	MRI撮影・診断E	44,000	
	4 薬治料		薬治料請求にあたっての通則 1回の1種類の処方に係る調剤(入院中を除く)とする。
185	調剤料A	340	1週間を超える調剤(目薬、軟膏など)の場合は、1週間の調剤ごとに220円を加算する。
186	調剤料B	550	1週間を超える調剤(錠剤など)の場合は、1週間の調剤ごとに220円を加算する。
187	調剤料C	1,100	1週間を超える調剤(秤量・分包を要するもの)の場合は、1週間の調剤ごとに510円を加算する。
188	処方料	350	入院中の動物以外の動物に対する1回の処方
189	処方指示料	1,100	
	5 注射料		注射料請求にあたっての通則 1. 注射の費用は、注射料及び薬剤料を加算して算定する。 2. 精密持続点滴注射を行った場合は、1日につき2,000円を加算して算定する。
190	皮下・筋肉内	890	1日につき
191	静脈内	1,770	1日につき
192	腹腔	1,460	1日につき
193	点滴	1,980	1日につき 点滴回路を使用した場合は、1日につき160円を加算する。
194	その他の注射料A	670	
195	その他の注射料B	1,670	
196	その他の注射料C	3,300	
	(輸血)		1. 輸血量には抗凝固液の量は含まない。 2. 血液交叉試験又は間接ゲムス検査を行った場合は、1回につき640円又は1,230円を加算する。 3. 輸血に伴って行った供給者の諸検査、輸血用回路及び輸血用針は、所定料金に含む。
197	輸血A		基本料金3,300円+犬の血液量×110円
198	輸血B		基本料金5,500円+猫の血液量×220円
199	成分輸血	11,000	成分輸血時は上記料金に追加
	6 処置料		処置料請求にあたっての通則 1. 処置の費用は、処置料、薬剤料、特定治療材料を加算して算定す 2. 対称器官に係る処置の各区分の所定料金は、特に規定する場合を除き、両側の器官の処置料とする。
	(1)一般処置		
200	経口投薬A	450	
201	経口投薬B	890	
202	創傷処置A	1,100	
203	創傷処置B	2,200	
204	創傷処置C	3,300	
205	創傷処置D	4,400	
206	創傷処置E	5,500	

別表(第7条関係)

伴侶動物等診療等料金表

	項 目	診療料金 (税込10%)	備 考
207	創傷処置F	6,600	
208	創傷処置G	7,700	
209	創傷処置H	8,800	
210	その他の処置A	4,400	
211	その他の処置B	6,600	
212	その他の処置C	8,800	
213	その他の処置D	11,000	
214	ドレーン法(ドレナージ)A	1,100	1日につき
215	ドレーン法(ドレナージ)B	2,200	"
216	ドレーン法(ドレナージ)C	3,300	"
217	ドレーン法(ドレナージ)D	4,400	"
218	ICUケージA	1,100	1日につき
219	ICUケージB	2,200	"
220	ICUケージC	3,300	"
221	ICUケージD	5,500	"
222	腹膜灌流A	5,500	1日につき
223	腹膜灌流B	11,000	"
224	爪切りA	820	
225	爪切りB	1,560	
	(2)救急処置		
226	救急処置A	11,000	30分まで
227	救急処置B	22,000	6時間まで
228	救急処置C	33,000	24時間まで
	(3)皮膚科処置・薬浴		
229	皮膚科処置・薬浴A	570	
230	皮膚科処置・薬浴B	1,100	
231	皮膚科処置・薬浴C	2,200	
232	皮膚科処置・薬浴D	3,300	
233	皮膚科処置・薬浴E	4,400	
234	皮膚科処置・薬浴F	5,500	
235	皮膚科処置・薬浴G	6,600	
236	皮膚科処置・薬浴H	7,700	
	(4)泌尿器科・産科処置		
237	膀胱穿刺	820	
238	包皮洗浄	740	
239	尿道洗浄	1,850	
240	膀胱洗浄	2,600	1日につき
241	留置カテーテル設置	2,440	
242	導尿A	1,770	
243	導尿B	3,530	
244	膣洗浄	1,100	
245	子宮洗浄	3,870	
246	助産A	7,700	
247	助産B	15,400	
248	交配補助	3,870	
249	人工授精	8,250	
	(5)眼科処置		洗眼・点眼を含む。
250	眼科処置A	570	
251	眼科処置B	1,100	
252	眼科処置C	1,670	
253	眼科処置D	2,200	
254	眼科処置E	2,770	
255	眼科処置F	3,300	
256	眼科処置G	4,400	
257	眼科処置H	5,500	
258	眼科処置I	6,600	
	(6)耳鼻科処置		点耳、耳浴、耳洗浄、簡単な耳垢除去を含む。
259	耳鼻科処置A	960	
260	耳鼻科処置B	1,720	
261	耳鼻科処置C	2,450	
262	耳鼻科処置D	3,210	
	(7)整形外科的処置		
263	関節穿刺A	1,690	
264	関節穿刺B	2,870	
265	関節穿刺C	4,070	
	(8)歯科処置		
266	歯科処置A	5,500	
267	歯科処置B	6,600	
268	歯科処置C	7,700	
269	歯科処置D	8,800	
270	歯科処置E	11,000	
	(9)内視鏡処置		
271	内視鏡処置A	20,370	内視鏡検査+ポリープ摘出

別表(第7条関係)

伴侶動物等診療等料金表

	項 目	診療料金 (税込10%)	備 考
272	内視鏡処置B	69,260	異物摘出(30分以内)
273	内視鏡処置C	84,540	異物摘出(60分以内)
274	内視鏡処置D	20,370	食道拡張技術料(1回目~3回目まで)、処置具代は別途請求
275	内視鏡処置E	10,190	食道拡張技術料(4回目~)、処置具代は別途請求
	(10)その他		
276	安楽死	16,500	薬剤料、注射料は別途加算する。
	7 手術料		手術料請求にあたっての通則 1. 手術の費用は、手術料、外固定料、薬剤料、特定治療材料を加算して算定する。この場合、手術に伴って行った処置及び診断穿刺・検体採取並びに手術に当たって通常使用される治療材料の費用は、手術料に含まれる。 2. 対称器官に係る手術の各区分の所定料金は、特に規定する場合を除き、片側の器官の手術料とする。 3. 手術を開始した後、動物の病状の急変等やむを得ない事情によりその手術を途中で中絶しなければならない場合においては、当該中絶までに行った実態に最も近似する手術の各区分の所定料金により算定する。
	(1)皮膚・皮下組織		
	(皮膚・皮下組織)		
277	皮膚切開・形成術A	9,900	
278	皮膚切開・形成術B	13,200	
279	皮膚切開・形成術C	22,000	
280	皮膚切開・形成術D	33,000	
281	皮膚切開・形成術E	49,500	
282	皮膚切開・形成術F	55,000	
283	皮膚切開・形成術G	66,000	
284	皮膚切開・形成術H	77,000	
285	皮膚切開・形成術I	82,500	
286	皮膚切開・形成術J	99,000	
287	腫瘍摘出術A	11,000	
288	腫瘍摘出術B	22,000	
289	腫瘍摘出術C	33,000	
290	腫瘍摘出術D	55,000	
291	腫瘍摘出術E	77,000	
292	腫瘍摘出術F	88,000	
293	腫瘍摘出術G	99,000	
294	腫瘍摘出術H	110,000	
295	腫瘍摘出術I	121,000	
296	腫瘍摘出術J	132,000	
297	腫瘍摘出術K	143,000	
298	腫瘍摘出術L	165,000	
	(2)筋骨格系・四肢・体幹		
	(筋膜、筋、腱、腱鞘)		
299	腱縫合、形成術A	33,000	
300	腱縫合、形成術B	44,000	
301	腱縫合、形成術C	55,000	
302	腱縫合、形成術D	66,000	
	(四肢骨)		
303	骨折非観血的整復術A	16,500	
304	骨折非観血的整復術B	22,000	
305	骨折非観血整的復術C	33,000	
306	骨折非観血整的復術D	44,000	
307	骨折非観血整的復術E	55,000	
308	骨折観血的手術A	33,000	
309	骨折観血的手術B	44,000	
310	骨折観血的手術C	55,000	
311	骨折観血的手術D	66,000	
312	骨折観血的手術E	77,000	
313	骨折観血的手術F	88,000	
314	骨折観血的手術G	99,000	
315	骨折観血的手術H	110,000	
316	骨折観血的手術I	132,000	
317	インプラント除去術A	5,500	
318	インプラント除去術B	8,800	
319	インプラント除去術C	16,500	
320	インプラント除去術D	27,500	
321	骨切除・骨切り術A	33,000	腫瘍・骨の摘出も含む。
322	骨切除・骨切り術B	44,000	〃
323	骨切除・骨切り術C	55,000	〃
324	骨切除・骨切り術D	66,000	〃
325	骨切除・骨切り術E	77,000	〃
326	骨切除・骨切り術F	88,000	〃
327	骨切除・骨切り術G	99,000	〃

別表(第7条関係)

伴侶動物等診療等料金表

	項 目	診療料金 (税込10%)	備 考
328	骨切除・骨切り術H (四肢関節、靱帯)	110,000	〃
329	関節切開術A	9,900	
330	関節切開術B	16,500	
331	関節切開術C	27,500	
332	関節切開術D	33,000	
333	関節切開術E	38,500	
334	関節脱臼非観血の整復術A	11,000	
335	関節脱臼非観血の整復術B	22,000	
336	関節脱臼非観血の整復術C	33,000	
337	関節脱臼観血の整復術A	22,000	
338	関節脱臼観血の整復術B	27,500	
339	関節脱臼観血の整復術C	38,500	
340	関節脱臼観血の整復術D	55,000	
341	関節脱臼観血の整復術E	66,000	
342	関節脱臼観血の整復術F	77,000	
343	関節脱臼観血の整復術G	88,000	
344	観血の関節固定術A	33,000	
345	観血の関節固定術B	44,000	
346	観血の関節固定術C	55,000	
347	観血の関節固定術D	66,000	
348	観血の関節固定術E	77,000	
349	観血の関節固定術F	88,000	
350	靱帯断裂形成術A	22,000	
351	靱帯断裂形成術B	33,000	
352	靱帯断裂形成術C	55,000	
353	靱帯断裂形成術D (四肢切断、離脱、再接合)	77,000	
354	四肢切断術、関節離断術A	22,000	
355	四肢切断術、関節離断術B	33,000	
356	四肢切断術、関節離断術C	44,000	
357	四肢切断術、関節離断術D	55,000	
358	四肢切断術、関節離断術E	66,000	
359	四肢切断術、関節離断術F	77,000	
360	四肢切断術、関節離断術G (手、足)	88,000	
361	爪除去術A	6,600	
362	爪除去術B	11,000	
363	爪除去術C (脊柱、骨髓)	16,500	
364	椎弓切除・造窓術A	33,000	
365	椎弓切除・造窓術B	44,000	
366	椎弓切除・造窓術C	55,000	
367	椎弓切除・造窓術D	66,000	
368	椎弓切除・造窓術E (3)神経系、頭蓋	77,000	
369	頭蓋・脳・神経手術A	22,000	
370	頭蓋・脳・神経手術B	33,000	
371	頭蓋・脳・神経手術C	44,000	
372	頭蓋・脳・神経手術D	55,000	
373	頭蓋・脳・神経手術E	66,000	
374	頭蓋・脳・神経手術F	88,000	
375	頭蓋・脳・神経手術G (4)眼	110,000	
376	眼科手術A	11,000	
377	眼科手術B	16,500	
378	眼科手術C	22,000	
379	眼科手術D	33,000	
380	眼科手術E	44,000	
381	眼科手術F	55,000	
382	眼科手術G	66,000	
383	眼科手術H	77,000	
384	眼科手術I	88,000	
385	眼科手術J	99,000	
386	眼科手術K	110,000	
387	眼科手術L	132,000	
388	眼科手術M (5)耳鼻咽喉	165,000	
389	耳鼻咽喉手術A	16,500	
390	耳鼻咽喉手術B	22,000	
391	耳鼻咽喉手術C	33,000	
392	耳鼻咽喉手術D	44,000	
393	耳鼻咽喉手術E	55,000	

別表(第7条関係)

伴侶動物等診療等料金表

	項 目	診療料金 (税込10%)	備 考
394	耳鼻咽喉手術F	66,000	
395	耳鼻咽喉手術G	77,000	
396	気管手術A	33,000	ステント代などは別途請求
397	気管手術B	44,000	ステント代などは別途請求
398	気管手術C	55,000	ステント代などは別途請求
399	気管手術D	77,000	ステント代などは別途請求
400	気管手術E	88,000	ステント代などは別途請求
401	気管手術F	110,000	ステント代などは別途請求
	(6)顔面・口腔・頸部		
402	口唇・口腔内・口蓋・顔面手術A	11,000	
403	口唇・口腔内・口蓋・顔面手術B	22,000	
404	口唇・口腔内・口蓋・顔面手術C	33,000	
405	口唇・口腔内・口蓋・顔面手術D	44,000	
406	口唇・口腔内・口蓋・顔面手術E	55,000	
407	口唇・口腔内・口蓋・顔面手術F	77,000	
408	口唇・口腔内・口蓋・顔面手術G	88,000	
409	口唇・口腔内・口蓋・顔面手術H	110,000	
410	口唇・口腔内・口蓋・顔面手術I	121,000	
411	唾液腺摘除術A	22,000	
412	唾液腺摘除術B	27,500	
413	唾液腺摘除術C	33,000	
414	唾液腺摘除術D	44,000	
415	唾液腺摘除術E	55,000	
416	唾液腺摘除術F	66,000	
	(7)胸部		
417	開胸手術A	33,000	
418	開胸手術B	55,000	
419	開胸手術C	66,000	
420	開胸手術D	77,000	
421	開胸手術E	88,000	
422	開胸手術F	99,000	
423	開胸手術G	110,000	
	(8)心・脈管		
424	犬糸状虫吊りだし手術A	33,000	
425	犬糸状虫吊りだし手術B	44,000	
426	犬糸状虫吊りだし手術C	55,000	
427	犬糸状虫吊りだし手術D	66,000	
428	犬糸状虫吊りだし手術E	77,000	
	(9)腹部		
429	ヘルニア手術A	27,500	
430	ヘルニア手術B	33,000	
431	ヘルニア手術C	44,000	
432	ヘルニア手術D	55,000	
433	ヘルニア手術E	66,000	
434	ヘルニア手術F	77,000	
435	ヘルニア手術G	88,000	
436	ヘルニア手術H	110,000	
437	開腹手術A	16,500	
438	開腹手術B	22,000	
439	開腹手術C	44,000	
440	開腹手術D	55,000	
441	開腹手術E	77,000	
442	開腹手術F	88,000	
443	開腹手術G	99,000	
444	開腹手術H	110,000	
445	開腹手術I	132,000	
446	開腹手術J	143,000	
447	開腹手術K	165,000	
448	開腹手術L	187,000	
449	開腹手術M	220,000	
	(10)特殊手術		カテーテルインターベンション、人工関節置換術、人工心肺装置下の開心術などを含む。
450	特殊手術A	110,000	
451	特殊手術B	220,000	
452	特殊手術C	330,000	
453	特殊手術D	440,000	
454	特殊手術E	550,000	
	(11)腹腔鏡検査		
455	腹腔鏡検査A	30,560	肝生検、消化管生検など
456	腹腔鏡検査B	50,930	肝生検、消化管生検など
457	腹腔鏡検査追加分	10,190	+その他1か所につき追加
	(12)腹腔鏡手術		
458	腹腔鏡手術A	30,560	他の手術の追加料金として

別表(第7条関係)

伴侶動物等診療等料金表

	項 目	診療料金 (税込10%)	備 考
459	腹腔鏡手術B	50,930	他の手術の追加料金として
460	腹腔鏡手術C	76,390	他の手術の追加料金として
461	腹腔鏡手術D	101,860	他の手術の追加料金として
	(13)その他		
462	その他の手術A	11,000	
463	その他の手術B	27,500	
464	その他の手術C	44,000	
465	その他の手術D	55,000	
466	その他の手術E	66,000	
467	その他の手術F	77,000	
468	その他の手術G	88,000	
469	その他の手術H	110,000	
	8 麻酔料		麻酔料請求にあたっての通則 1. 同一の目的のために2以上の麻酔を行った場合の麻酔料及び神経ブロック料は、主たる麻酔の所定料金のみにより算定する。 2. 料金表に掲げられていない麻酔であって、特殊な麻酔の麻酔料は、同節に掲げられている麻酔のうちで最も近似する麻酔の各区分の所定料金により算定する。
470	局所麻酔A	1,300	
471	局所麻酔B	2,340	
472	局所麻酔C	4,580	
473	局所麻酔D	6,820	
474	局所麻酔E	9,040	
475	鎮静・全身麻酔A	2,340	
476	鎮静・全身麻酔B	4,580	
477	鎮静・全身麻酔C	6,820	
478	鎮静・全身麻酔D	9,040	
479	鎮静・全身麻酔E	12,040	
480	鎮静・全身麻酔F	23,980	
481	鎮静・全身麻酔G	35,910	
482	鎮静・全身麻酔H	47,840	